**平成２８年（フ）第７３３号**
埼玉県上尾市大字瓦葺2716番地　尾山台団地１－１－302
債務者　島　　謙二
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２８年（フ）第７５９号**
埼玉県桶川市若宮２丁目３番23号　ホーユウコンフォルト桶川202号
債務者　森戸　　昭
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２８年（フ）第７８１号**
埼玉県白岡市下大崎137番地１
債務者　上原裕太郎
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２８年（フ）第７８６号**
さいたま市緑区太田窪３丁目19番14号　小野田ハイツＡ－205号室
債務者　齊藤　和也
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２８年（フ）第８０９号**
さいたま市南区松本１丁目10番５－508号
債務者　須藤由美子
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２８年（フ）第２１７号**
埼玉県東松山市大字石橋1747番地65
債務者　阿部めぐみ
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日までさいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２８年（フ）第４３６号**
北九州市小倉北区片野２丁目２番21－401号
債務者　中村　道雄
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２８年（フ）第４４１号**
北九州市小倉南区守恒１丁目17－９－102、住民票上の住所北九州市小倉南区葛原本町５丁目８番27号
債務者　西本　達宏
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２８年（フ）第４５５号**
北九州市八幡西区熊西１丁目３番26－501号
債務者　中本　善惠（旧姓鮫島）
1　決定年月日時　平成28年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２８年（フ）第３０７４号**
大阪府枚方市牧野本町２丁目６番２－28号
債務者　小林　和正
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第３３８３号**
大阪府豊中市小曽根１丁目10番43－505号
債務者　船木　直道
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第３４０５号**
大阪府東大阪市長堂３丁目５番36－402号
債務者　黒木　朱美
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第５７８５号**
東京都荒川区東日暮里５丁目48－３－407
債務者　有川新之介
1　決定年月日時　平成28年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第５８２１号**
東京都杉並区阿佐谷北３丁目８－11－101
債務者　神谷　敏明
1　決定年月日時　平成28年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第５８２２号**
東京都杉並区阿佐谷北３丁目８－11－101
債務者　神谷かの子
1　決定年月日時　平成28年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第５８２８号**
東京都世田谷区桜１丁目15－６－102
債務者　小谷　智昭
1　決定年月日時　平成28年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部